

2-2 子どもたちの個性が尊重され、安心して学び成長できるまち【学校教育】

施策04 学校教育の充実

目的

対象 ……小・中学生

意図 ……基礎的な知識や社会性、体力が身に付き、自ら学び、考える力を培う

施策と関連するSDGsの目標（ゴール）



施策の方向

次代を担う子どもたちが、それぞれの個性を伸ばし、主体的に考え、生きる力を育むための機会を推進するとともに、支援を必要とする子ども一人一人に応じた学びと成長を促します。また、そのために必要な環境を整えます。

施策のポイント

- GIGAスクール構想に基づくICT教育の推進
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の計画的な導入
- 市立学校における働き方改革プランの推進による学校教育の質の維持・向上
- 不登校生徒を支援するための中学校適応指導教室の設置に向けた検討
- スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実
- 第2期調布市特別支援教育推進計画に基づいた特別支援教育の推進
- 教育人口の推移や施設の老朽化等を踏まえた学校施設の整備

基本的取組の体系

施策04 学校教育の充実

重点

基本計画事業

04-1 豊かな心の育成

04-2 確かな学力の育成

04-3 健やかな体の育成

04-4 個に応じたきめ細かな支援

04-5 魅力ある学校づくりの推進

04-6 安全・安心な学校づくりの推進

04-7 学校施設整備の推進

2 ICT環境の整備・活用と情報教育の推進

2 児童・生徒の体力向上への支援

2 特別支援教育の推進

2 不登校児童・生徒への支援

2 学校における「学び」に困難を抱える子どもたちへの支援

2 コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部との一体的推進

1 命の教育活動の推進

2 小・中学校施設の整備

- 平成29年3月に新たな学習指導要領が示され、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面実施されました。小・中学校学習指導要領等の改訂のポイントとして、「知識・技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力を社会と協働・連携しながら育成する「社会に開かれた教育課程」を重視することが示され、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を推進することが求められています。
- 次代を担う子どもたちが、変化の激しい社会の中でたくましく成長し、自らの夢や希望を実現できるよう、今後も引き続き、教育目標に掲げた子どもたちの徳・知・体の調和のとれた成長と、社会の変化に主体的に対応できる力を身に付けることを目指します。児童・生徒が主体的に未来の社会を切り拓くための「生きる力」を、一人一人の状況に応じた教育の推進と支援により育てていく必要があります。
- 令和元年度には全国におけるいじめの認知件数が、過去最多となり、市においても、令和元年度の認知件数が過去最多となりました。令和元年度以降、認知件数は減少しているものの、いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであることを認識したうえで、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階のポイントを念頭に、各学校をはじめ関係機関と連携しながら、いじめの未然防止及び早期解決などの対策に取り組んでいく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、GIGAスクール構想に基づく対応が前倒しで進められ、市においても、児童・生徒1人1台端末が早期に実現し、教育活動の様々な場面での活用を推進するほか、夏季休業期間の延長時におけるオンライン授業、対面・オンラインを併用したハイブリッド型授業による学びの保障・充実を図りました。また、学習指導要領で児童・生徒の「学びの基盤となる資質・能力」の一つとして位置付けられた「情報活用能力」を育成するとともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、更なるICT機器の整備・利活用と併せ、ICT活用に向けた教員の資質・能力の向上が求められています。
- 令和3年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査における市の結果は、各種目の合計である体力合計点が東京都平均を下回っている学年があります。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、日頃の学校教育の中でも、体力の低下などが見られるため、体を動かすことに対する興味・関心を高めるとともに、楽しさを実感し、運動習慣の定着化を図る取組を推進する必要があります。
- 共生社会の形成に向けては、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のためには、特別支援教育を着実に進めていく必要があります。東京都では、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」を策定し、共生社会の実現に向け、全ての学びの場における特別支援教育の充実を図っており、市においても、共に学び共に生きる社会を目指し、すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進する必要があります。
- 市は、小学生を対象とした適応指導教室「太陽の子」や、全国初となる分教室型の不登校特例校「第七中学校はしうち教室」を開設・運営するなど、不登校児童・生徒への支援を行ってきましたが、不登校児童・生徒数は近年増加傾向で推移しています。文部科学省からは、全国的な増加傾向を踏まえ「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」が発出され、その中では、魅力ある学校づくりや効果的な支援の充実、多様な教育機会の確保、中学生を対象とした適応指導教室の整備などが求められています。



< タブレット端末を活用した授業 >

- 虐待を受けた子どもや本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども（ヤングケアラー）など、家庭環境に応じた支援が必要な子どもへの対応が課題となっています。学校や子どもたちを取り巻く地域社会等においては、こうしたケースを早期発見し、関係機関と連携して必要な支援につなげることが求められています。
- 「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という学習指導要領の理念を目指し、児童・生徒に未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現が求められています。市では、令和3年度に地域学校協働本部¹の全小・中学校への設置を完了させ、地域と学校が連携・協働する観点から、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組を推進してきました。これまでの取組を発展・持続させるため、コミュニティ・スクール²（学校運営協議会制度）の導入が必要とされています。
- 近年、学校教育の更なる充実が求められている一方で、教員に求められる役割の拡大に伴う長時間労働が、教員の心身への影響や教育活動の質にも関わる問題となっています。このことを踏まえ、市は「調布市立学校における働き方改革プラン（平成31年1月）」に基づき、様々な取組を進めてきました。引き続き、教員の心身の健康保持はもとより、誇りややりがいをもって職務に従事できる環境整備に取り組み、よりよい学校教育の実施につなげる必要があります。
- 部活動における諸課題として、生徒数の減少や競技経験のない教員による指導、休日の大会等への引率による教員の負担などが指摘されている中、令和4年に、スポーツ庁及び文化庁から、運動部活動と文化部活動それぞれの地域移行に関する提言が公表されました。この提言を踏まえ示された国のガイドライン（案）では、部活動の地域移行に当たって、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方が示されています。そのため、国の提言やガイドラインを踏まえ、市の部活動における地域移行について、組織横断的な連携を図りながら検討を進めていく必要があります。
- 市は、今後も良好な学習環境を確保し、安定的な学校運営を継続するためには、長期的な視点により計画的な学校施設の整備を行っていく必要があるという基本認識のもと、平成31年3月に今後の学校施設整備の基本的な考え方を示した「学校施設整備方針」を策定しています。この方針を踏まえ、学校施設について、将来的な建替えなどの整備時期が短期間に集中することがないように、施設の劣化状況や今後の児童・生徒数の動向に留意しながら、施設整備の時期やその手法に関する創意工夫に加え、民間ノウハウや資金の活用等による財政負担の抑制、平準化に取り組む必要があります。



基本的取組の内容

04-1 豊かな心の育成

◆命を大切にす教育の推進

自他の生命（いのち）を大切にすることや、他者との違いを理解し、互いに認め合うことができる、心豊かな教育活動を推進します。

◆人権教育の推進

人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことができる児童・生徒を育成し、いじめの未然防止等に取り組むとともに、障害・国籍・性別等、多様性を認め合う、共生社会の充実に向けた心のバリアフリー

1 学校支援活動をはじめとして、幅広い地域住民等の参画を得ながら「学校を核とした地域づくり」を目指すための仕組み。
 2 「学校運営協議会」を設置している学校のこと。学校運営協議会とは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき教育委員会より任命された委員（保護者や地域の方も委員の対象）が、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関。

教育を推進します。

◆いじめの防止と対応

いじめ、虐待については、スクールカウンセラーの活用や子どもを守る地域ネットワークとの連携等を通じて、未然防止、早期発見、早期対応等を行うとともに、文部科学省や東京都教育委員会による調査を通じた実態把握・傾向分析を行い、関係機関と連携し対応します。

◆道徳教育の推進

物事を多面的・多角的に考える学習を通じ、自分で考えを深め、判断し、表現する力を育てるため、道徳教育を推進します。また、児童・生徒が自信をもって成長し、よりよい社会の担い手となるよう、自己肯定感を育む取組を行うとともに、道徳授業地区公開講座の実施を通じ、保護者・地域と連携した取組を進めます。

◆体験活動の推進

宿泊を伴う移動教室等の体験活動や、中学校職場体験などについて、感染症対策を講じながら可能な限り実施し、集団行動や社会との接点となる体験を通じて、持続可能な社会の担い手としての意識を醸成するとともに、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤の育成に加え、達成感や成功体験の機会を充実させ、課題に取り組む意欲の育成を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
「いじめはどんな理由があってもいけないこと」を理解した児童・生徒の割合（上段：小学校，下段：中学校）	95.6% 95.6% (令和4年度)	100% 100% (令和8（2026）年度)

04-2 確かな学力の育成

◆基礎的知識・技能、学習満足度の向上と学ぶ意欲の育成と小中連携教育の推進

学習の基盤となる資質・能力の確実な育成や個に応じた指導の充実等による個別最適な学びと、探究的な学習の充実等による協働的な学びを一体的に推進することを通じて、児童・生徒の基本的知識・技能の習得や学習満足度の向上、できるまで挑戦し続ける意欲の育成と定着を図ります。

また、義務教育9年間を通じた小中連携教育を推進することで、中学校への円滑な接続による中1ギャップの解消や義務教育で身に付ける資質・能力の着実な定着に繋がります。

◆ICT環境の整備・活用と情報教育の推進

ICTを日常的に活用できる環境を整え、児童・生徒1人1台端末を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を図るとともに、学びの保障・充実を推進します。また、実践的な研修や活用方法の検証を通じて学校のニーズに応じたきめ細かな支援を行うことで、ICTの活用に関する教員の意識及び指導力の向上、授業改善を図るとともに、児童・生徒の情報活用能力を育成します。

スマートフォンや学習端末を用いたインターネット、オンラインゲームなどによるいじめや人権問題に対する意識啓発、SNSの活用方法を考える機会を拡充し、情報に関するモラルやリテラシーの向上を図ることで、デジタル社会における正しい判断や望ましい態度を育成します。



< 児童・生徒1人1台端末 >

◆グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の継承・レガシーの取組

オリンピック・パラリンピック教育で培った「障害者理解」, 「国際理解」, 「ボランティアマインド」等の5つの資質を, 「学校2020レガシー」として教育活動を通して次世代へ継承し, 運動やスポーツへの関心を高め, 夢に向かう努力や困難を克服する意欲の向上, 共生社会の充実に向けた意識の醸成等を図ります。

また, 外国語指導助手 (ALT) を活用した授業の実施等, 英語及び外国語活動の充実により, 国際感覚や豊かなコミュニケーション能力を育成するとともに, 国際社会で主体的に行動できるグローバルな人材を育成します。

◆学校図書館の活用推進

各学校に配置している学校司書による図書の購入, 点検, 整理等を行うとともに, 本の貸出, レファレンスサービス, 本の読み聞かせなどを行うことで, 児童・生徒が活字に親しみ, 主体的・意欲的な読書活動につながるよう充実を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
全国学力・学習状況調査 (国語・算数 (数学)) における東京都の平均正答率を上回った各科目の合計ポイント数 (上段: 小学校, 下段: 中学校)	4ポイント 5ポイント (令和4年度)	7ポイント 7ポイント (令和8 (2026) 年度)
「主体的・対話的に学習活動に取り組んだ」と考えた児童・生徒の割合 (上段: 小学校, 下段: 中学校)	77.1% 77.0% (令和4年度)	90.0% 90.0% (令和8 (2026) 年度)

基本計画事業

No.	17	重点2			
事業名	ICT 環境の整備・活用と情報教育の推進	区分	新規	担当課	指導室
事業の概要	児童・生徒 1 人 1 台端末を含む ICT 環境の整備及び活用, 情報モラル教育等の推進により, 児童・生徒の情報活用能力の向上を図ります。また, ICT 支援員による学校訪問型の研修等, 学校のニーズに応じたきめ細かな支援により, 教員の ICT 活用能力についても向上を図ります。				
年度別計画	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒の情報活用能力の向上 ○教員の ICT 活用能力の向上 ○教育用ネットワークシステムの運用及び更新に係る検討 ○校務支援システムの運用及び更新にかかる検討 ○児童・生徒用端末の運用及び更新にかかる検討 ○学校図書システムの運用 (端末更新に係る検討含む) ○ICT 支援員の配置 ○増教室等における ICT 環境整備 ○ネットワーク設備の更新に係る検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○教育用ネットワークシステムの更新 ○継続 ○継続 ○学校図書システムの運用 (端末更新) ○継続 ○継続 ○ネットワーク設備の更新 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○教育用ネットワークシステムの運用 ○教室プロジェクターの更新 ○校務支援システムの更新 ○児童・生徒用端末の更新 ○学校図書システムの運用 ○継続 ○継続 ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○校務支援システムの運用 ○児童・生徒用端末の運用 ○学校図書システムの更新 ○継続 ○継続 ○継続 	
事業費 (百万円)	614	614	614	614	

04-3 健やかな体の育成

◆体力向上への支援

全小・中学校の児童・生徒を対象とした東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果を分析し、課題を明確にしたうえで、体育授業の改善を図るとともに、授業以外でも自主的に運動（体を動かす遊びを含む）の時間を確保することで、楽しさの実感や運動習慣の定着化に繋がる取組を進めます。プロアスリートによる体験教室の実施や教員の指導力向上に向けた研修の充実、Tokyoスポーツライフ推進指定地区としての取組等、体育・健康に関する取組を学校全体で展開し、児童・生徒の体力・運動能力の向上を図るとともに、チームワークや連携・協力する意識の醸成を図ります。

また、地域学校協働本部の取組として、水泳指導員や運動部活動における外部指導員等、地域人材等の更なる活用を推進します。



＜体力向上事業＞

◆食育の推進

児童・生徒が食に関する正しい知識を習得し、生涯にわたって望ましい食習慣や食を選択する力を身に付けることができるよう、食に関する指導計画の作成を全小・中学校で行います。また、家庭・地域・大学・企業等との連携を図りながら、学校教育活動全体を通じて児童・生徒の食育を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
東京都「児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」における東京都（各学年・男女別）の体力合計点と市の体力合計点の比較（上段：小学校，下段：中学校）	▲3.7ポイント 1.8ポイント (令和4年度)	東京都の平均値を上回る (令和8(2026)年度)
体育の授業における、体力・運動能力向上の目標を立てている児童・生徒の割合	小学校：男69.8% 女62.5% 中学校：男61.3% 女56.9% (令和4年度)	小学校：男75.0% 女75.0% 中学校：男70.0% 女70.0% (令和8(2026)年度)

基本計画事業

No.	18	区分	継続	担当課	指導室
事業名	児童・生徒の体力向上への支援				
事業の概要	保健体育教育専門研究員を配置し、児童・生徒の体力面や運動習慣等の実態等を把握しながら、体力向上や健康増進等を推進し、児童・生徒の体力向上に向けた支援に取り組みます。				
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
	○保健体育教育専門研究員の配置 ○体力向上検討委員会を通じた学校体育の推進 ○授業力向上のための教員研修の実施 ○児童・生徒の体力向上事業の実施	○継続 ○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続 ○継続	
事業費(百万円)	3	3	3	3	

04-4 個に応じたきめ細かな支援

◆特別支援教育の推進

特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できるよう、校内通級教室の運営や、個別指導計画の作成、すべての教職員への研修実施、特別支援学級の増設や在籍学級への人的配置等に努めます。加えて、就学前から卒業後までを見据えた就学相談機能の充実を図るとともに、地域で切れ目ない支援が受けられるよう地域・関係機関との連携を進めることにより、児童・生徒が十分な教育を受けることができ、共に学び共に生きる社会を目指し、すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進します。

◆不登校児童・生徒への支援

児童・生徒が自らの進路を主体的に捉え社会的に自立することを目指し、魅力ある学校づくりの推進による不登校の未然防止を図るとともに、早期支援の重要性を認識したうえで、個の状況に応じた多様で柔軟な支援の充実と教育機会の確保に努めます。

◆個に応じたきめ細かな教育相談の充実

児童・生徒に関する様々な心配ごとについて、教育支援コーディネーターと教育相談所が連携し、悩みや不安を抱える児童・生徒や保護者一人一人の心に寄り添い、関係機関と連携を図りながら、個に応じたきめ細かな対応に努めます。

◆様々な家庭環境にある児童・生徒への支援

経済的な困難を抱える家庭に対し、就学援助制度等による支援を継続するとともに、ヤングケアラーなど、様々な家庭環境にある児童・生徒に対し、早期発見や関係機関と連携した適切な支援につなげられるよう、教員の資質・能力の向上に努めるほか、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実などに努めます。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
通常の学級における、特別な支援が必要な児童・生徒 ¹ の数に対する個別指導計画の作成率 (上段：小学校，下段：中学校)	88.9% 69.0% (令和4年度)	100% 100% (令和8（2026）年度)

1 指標の対象となる児童・生徒とは、「スクールサポーター等の外部支援による対応」、「通級による指導」及び「知的障害学級相当の指導」が必要な児童・生徒を指す。

基本計画事業

No.	19	重点2			
事業名	特別支援教育の推進	区分	拡充	担当課	指導室
事業の概要	第2期調布市特別支援教育推進計画に基づき、共に学び、共に生きる社会を目指し、すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進するため、学校の組織的な体制整備・校内体制の強化、教員等の専門性の向上、保護者・地域・関係機関との連携、すべての児童が安全・安心に学べる環境整備に取り組みます。				
年度別計画	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ○個別的教育支援計画・個別指導計画の小・中学校引継ぎのシステム化検討 ○教職員等の研修の実施 ○巡回相談の継続実施 ○学級介助員の増員配置、スクールサポーターの配置 ○知的障害特別支援学級設置準備(北部地域) ○自閉症・情緒障害特別支援学級の調査研究 ○医療的ケア児受入れに伴う対応 ○ことば・きこえの教室移転・増設検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○知的障害特別支援学級設置(北部地域) ○継続 ○継続 ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○特別支援学級等の整備検討(東部地域) ○継続 ○継続 ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○特別な支援を必要とする児童・生徒の個別指導計画の作成 ○継続 ○継続 ○継続 ○特別支援学級等の整備(東部地域) ○継続 ○継続 ○継続 	
事業費(百万円)	152	158	158	158	

No.	20	重点2			
事業名	不登校児童・生徒への支援	区分	拡充	担当課	指導室
事業の概要	増加する不登校児童・生徒への対応として、大学との連携等により様々な不登校児童・生徒への支援を実施します。また、中学校適応指導教室の設置について検討し、不登校児童・生徒への支援の充実を図ります。				
年度別計画	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ○不登校児童生徒支援プロジェクトSWITCHの実施 ○小学校適応指導教室「太陽の子」の運営、指導内容の充実 ○不登校特例校分教室「第七中学校はしうち教室」の運営 ○訪問型支援「みらい」の実施(教育職3人、心理職2人) ○中学校適応指導教室の設置検討 ○不登校児童・生徒対象イベント実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 	
事業費(百万円)	26	26	26	26	

No.	21	重点2			
事業名	学校における「学び」に困難を抱える子どもたちへの支援	区分	拡充	担当課	指導室
事業の概要	いじめ・不登校等の問題行動への対応や、子どもの貧困問題、ヤングケアラー、児童虐待等の課題を抱える児童・生徒に対し、心理的及び福祉的な支援を行っていくため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを配置し、学校における個々の状況に応じた様々な支援に取り組みます。				
年度別計画	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ○スクールカウンセラーの配置(小学校20校、中学校8校及びはしうち教室) ○チーフスクールソーシャルワーカーの配置 ○スクールソーシャルワーカーの配置 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○スクールソーシャルワーカーの配置・増員等による支援の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 	
事業費(百万円)	33	33	33	33	

04-5 魅力ある学校づくりの推進

◆コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部との一体的推進

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を計画的に導入し、地域学校協働本部と一体的な取組を推進することにより、保護者や地域住民と学校が目標やビジョンを共有しながら学校運営に取り組む「地域とともにある学校づくり」を目指します。地域人材の活用や学校・家庭・地域の連携と役割分担により、持続可能な仕組みを構築し、学校教育活動の充実、活性化を図ります。

◆特色ある教育活動の推進

農業体験や環境美化活動など、市内の教育資源や各学校の地域特性を活用した取組を推進します。また、児童が自らの個性にあった中学校を選択する学校選択制を通じて、それぞれの個性や可能性を更に伸ばします。

◆教職員の指導力・人権意識の向上

経験年数、教科別・課題別の研修や、校内におけるOJT研修、教育経営研究室の専門研究員の巡回指導に加え、東京教師道場等の外部研修による教員の指導力、資質・能力の向上を図ります。また、教員の人権意識の更なる向上を図るため、いじめや体罰、不適切な指導・暴言等の根絶、経済的な困難を抱える家庭やヤングケアラーの問題、外国にルーツを持つ子ども、LGBTQ等、多様性についての理解を深める研修等の充実を図ります。

◆学校における働き方改革の推進

令和5（2023）年度からの「調布市立学校における働き方改革プラン」に則り、教員が担うべき業務に専念できる環境の確保、教員の意識改革、学校を支える人身体制の確保、部活動の負担軽減、教員の健康を保持するための取組等を通じて、学校教育の質の維持向上、魅力ある学校づくりにつなげていきます。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
コミュニティ・スクール導入校数	未設置 (令和4年度)	28校 (令和7（2025）年度)

基本計画事業

No.	22	重点2			
事業名	コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部との一体的推進	区分	拡充	担当課	指導室
事業の概要	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を進めます。コミュニティ・スクールと地域学校協働本部を一体的に推進することで、教育活動の一層の充実・活性化に取り組めます。				
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
	○地域学校協働本部の運営（28校） ○統括コーディネーターの配置（1人） ○コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）モデル校導入 ・小学校2校，中学校1校	○継続 ○統括コーディネーターの拡充（2人） ○コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）導入 ・小学校9校，中学校3校	○継続 ○統括コーディネーターの配置（2人） ○継続 ・小学校9校，中学校4校	○継続 ○コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の運営（28校）	
事業費（百万円）	63	70	75	75	

04-6 安全・安心な学校づくりの推進

◆食物アレルギー対策の推進

食物アレルギーのある児童・生徒へ、医師の診断や給食施設の状況等により、対応可能な範囲で給食を提供します。また、給食室の改修工事に合わせ、アレルギー対応専用調理室を計画的に整備するとともに、各種研修・訓練を継続し、保護者への啓発や教職員の意識・知識・技能の向上に努め、市立小学校で発生した食物アレルギーによる死亡事故が決して風化することのないよう各種取組を推進します。

◆安全教育の推進

調布市防災教育の日における、避難訓練や引き渡し訓練、避難所開設訓練等を通じて、児童・生徒の自助・共助意識を養い、自助・共助のために必要な知識と行動を習得します。

セーフティ教室の実施や「学校危機管理マニュアル」の活用等を通して、進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できるような資質や能力を育成します。また、児童・生徒が性暴力等の加害者、被害者、傍観者にならないよう、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達の段階に合わせた方法で身に付ける「生命（いのち）の安全教育」の取組を推進します。



< 調布市防災教育の日 >

◆児童・生徒の安全確保の推進

通学路に設置した防犯カメラの適切な維持管理や通学路合同点検の実施、通学路マップの活用による啓発、児童通学見守り員の配置等を通じて通学路の安全確保を推進するとともに、子どもの緊急避難場所となる「こどもの家」の普及啓発を行うなど、保護者・地域と連携した安全対策を図ります。

また、「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」に基づくシックハウス対策や、学校における感染症対策等の取組を継続するとともに、医療的ケア児が学校において、安全に教育が受けられるよう、人的支援や教員への研修等、支援体制を整備します。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
調布市防災教育の日の参加者数	1万7,811人 (令和4年度)	3万人 (令和8(2026)年度)

基本計画事業

No.	23	重点1			
事業名	命の教育活動の推進	区分	継続	担当課	指導室
事業の概要	調布市防災教育の日における「命」の授業の実施や、児童・生徒及び教員に対する救命講習を行うほか、防災に係る地域対象の講座を実施するなど、年間を通して、命を大切にする教育活動を実施します。				
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ○「防災教育の日」における命の授業の実施 ○児童・生徒・教員への救急救命講習受講の推進 ○応急手当普及員の配置 ○12月をいのちと心の教育月間とし、公開講座を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 	
事業費(百万円)	4	4	4	4	

◆学校施設の更新

調布市公共施設等総合管理計画の基本方針を踏まえ、学校施設と他の公共施設との集約・複合化を視野に入れた、校舎建替え等の検討を進めます。

また、ユニバーサル・デザインの観点や、外壁・屋上等の高断熱化のほか、LED照明導入による省エネルギー化等、脱炭素社会の実現に資する学校施設の整備の検討を進めます。

◆不足教室への対応

小学校における35人学級編制標準の引き下げや児童・生徒数の増加に対応するため、学校施設の整備・改善に取り組みます。

◆安全・安心で快適な教育環境の整備

計画的な維持保全により、安全・安心で快適な教育環境を保持するとともに、夏季の暑さ対策や熱中症対策のほか、感染症対策を講じたうえで、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた、新しい時代の学びを実現する学校施設の整備を推進します。

また、避難所として重要性が高まっている学校施設について、誰もが安全・安心に利用することができるよう整備を行い、避難所機能の充実を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
耐用年数を基本に屋上防水・校舎の外壁・受変電設備が予防保全できている学校の割合（上段：屋上防水，中段：外壁，下段：受変電設備）	100% 100% 100% (令和3年度)	100% 100% 100% (令和8（2026）年度)

基本計画事業

No.	24	重点2			
事業名	小・中学校施設の整備	区分	拡充	担当課	教育総務課
事業の概要	児童・生徒が良好な環境の中で学ぶことができるよう、老朽化した学校施設の計画的な維持・保全を推進するとともに、学習環境の改善、食物アレルギー対策等に資する給食室の改修等に取り組みます。また、教育人口の増加に伴う不足教室への対応に引き続き取り組みます。				
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設の維持保全 <ul style="list-style-type: none"> ・予防保全（設計1校・工事3校） ・老朽化対策（設計2校・工事3校） ・給食室改修（設計1校・工事2校） ○学習環境の改善（工事2校） ○学校施設整備方針に基づく整備 <ul style="list-style-type: none"> ・若葉小・第四中施設整備に伴うPFI事業者選定・染地小施設整備基本構想策定 ○児童・生徒増加に伴う施設整備（設計2校・工事2校） ○35人学級編制への対応（工事1校） ○特別支援教室の整備（工事1校） ○随時修繕 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 <ul style="list-style-type: none"> ・予防保全（設計1校・工事3校） ・老朽化対策（設計1校・工事7校） ・給食室改修（設計1校・工事1校） ○継続（工事4校） ○継続 <ul style="list-style-type: none"> ・若葉小・第四中施設整備に伴うPFI事業実施設計・染地小施設整備に伴うPFI事業導入検討 ○継続（工事1校） ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 <ul style="list-style-type: none"> ・予防保全（工事2校） ・老朽化対策（設計2校・工事8校） ・給食室改修（設計1校・工事1校） ○継続（工事4校） ○継続 <ul style="list-style-type: none"> ・若葉小・第四中施設整備に伴うPFI事業建設工事・染地小施設整備PFI事業者選定 ○継続（設計1校・工事1校） ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化対策（設計1校・工事13校） ・給食室改修（設計2校・工事1校） ○継続（工事2校） ○継続 <ul style="list-style-type: none"> ・若葉小・第四中施設整備に伴うPFI事業建設工事・染地小施設整備PFI事業実施設計 ○継続 	
事業費(百万円)	1,828	1,821	1,455	1,514	



施策の推進，成果向上の視点に関する取組の方向

デジタル技術の活用

○ICT環境の整備・充実により，児童・生徒1人1台のモバイル端末を活用し，「個別最適な学び」「協働的な学び」の実現を図ります。また，学校のニーズに応じた支援を行うことで，ICTの活用に関する教員の意識及び指導力の向上，授業の改善を図り，児童・生徒の情報活用能力を育成します。

共創のまちづくり

○学校だけでなく，家庭・地域・大学・企業等，多様な主体との連携を図り，それぞれの特性を活用しながら，学校教育活動全体を通じて食育を推進します。

脱炭素社会の実現

○学校施設における外壁・屋上等の高断熱化のほか LED 照明導入による省エネルギー化等，脱炭素社会の実現に向けた持続可能な教育環境を目指した学校施設の整備の検討を進めます。

フェーズフリー

○フェーズフリーの視点を意識した避難所機能の充実や，コロナ禍等の社会情勢にも，柔軟に対応できるよう，教育環境の整備を図ります。

